# 会費・報酬規程 一般社団法人ピアサポート仲よし #15 (23.9.26)

#### (目的)

第1条 この規定で、定款第7条に定める会費その他を、理事会の3分の2以上の同意により定めることとします。

#### (入会)

第2条 入会は、定款第6条に定めた通り、入会申込書を当法人へ提出し、理事会の承認を得て、正会員又は賛助会員として入会します。障がい者本人もその親も別個に入会できます。入会申込書は末尾に掲げます。

#### (退会)

第3条 退会は退会届により自由にできます。

#### (会費)

第4条 会員は、1会員当り月額1,000円とします。1,000円の会費を納める会員を、ピア会員と呼びます。

- 2 賛助会員は、会費免除とします。
- 3 定期的訪問見守り支援や預金保全支援等のサービスを受ける会員は、月額5,000円(受益者1人当り)を支払い、サポート会員となります。サポート会員になるための条件は、脚注を見てください。

#### (会費の内訳)

第5条 前条第1項のピア会員は、以下のことができます。

- ① ピアサポートの勉強会・講演会への無料参加
- ② 当法人と契約書等を作成できること(公証人の費用等は実費負担です)
- ③ 契約等ができれば、毎月の連絡を受けることができ、必要になればいつでもサポート会員になれること
- ④ 当法人へスポット支援を依頼すること(支援を受けた場合、第6条の実費を世話人 等へ支払わなければなりません)
- 2 前条第3項のサポート会員は、以下のことができます。
  - ① 前項のピア会員ができること
  - ② 月1回、担当者1名1時間or2名×30分までの定期的訪問支援を受けること(交通費は実費負担です。1時間以上の支援を受ける場合や居宅訪問等の場合で2名×30分以上の支援が必要な場合は、第6条の実費負担となります。)
  - ③ 財産管理委任契約を結び、契約を発効させることで、月1回の預貯金の振替補填等のサービスを行い、**預貯金の安全を確保す**ること
  - ④ 重要書類・カード・印鑑等を預かること
  - ⑤ 上記以外のサービス・支援を契約に従い受けること (第6条の実費を世話人等へ支払わなければなりません)

## (見守り支援の実費)

第6条 第5条第1項④、第2項②の実費とは、**別表1報酬表**に規定する報酬と、交通費・ 食費等です。

- 2 食事を共にする場合、食費は原則として実額の半額を会員は世話人へ支払います。
- 3 交通費は、世話人の住所を起点として、公共交通機関で移動したとして計算した往復の金額とします。

## (成年後見人の場合)

第7条 成年後見人に対する報酬支払や、任意後見契約が発効した時の任意後見監督人に対する報酬支払は、家庭裁判所の決定に基づきます。

別表1 報酬表

		支払報酬/時間	世話人受取額
A	付き添い程度の支援	1500 円/1 人 1 時間	1500 円/1 時間
		+200円(保険料含み当法人)	
В	不動産等の管理	業者への支払い+10%当法人	
С	専門的な能力がいる支援	実費+200 円当法人	実費

\*この表の1,500円は、岡山の最低賃金×1.6 (100円未満四捨五入)で、自動的に変更され、会費もスライドします。また、この金額が理由で世話人が集まらない場合は、理事会決定で増額します。

## (注) 定期的支援を受ける(サポート会員になる) ための条件は以下のようです。

① 本人が財産管理等委任・任意後見契約、見守り支援委任契約を結び、原則として負担付き遺贈遺言書(or遺贈契約書)を作成した場合(パターン①と呼ぶ。)

財産管理委任契約の発効を本人が希望するとき、または、親等(財産管理監督人)の意思表示能力が不安定になったとき、あるいは死亡後、サポート会員となります。 本人死亡後は、サポート会員ではありませんが、原則として遺言書で預金が当法人に 負担付き遺贈されていますので、死亡後の葬儀等の支援も続きます。

② 本人が契約できない場合、親等が財産管理等委任・任意後見契約、見守り支援委任契約を結び、原則として親等が負担付き遺贈遺言書(or 遺贈契約書)を作成した場合(パターン③と呼ぶ)

財産管理委任契約の発効を親等が希望するとき、または、親等の意思表示能力が不安定になり任意後見契約により被後見人になったとき、サポート会員になります。親等の死亡で、上記の契約は無効になりますが、親等の負担付き遺贈遺言書等があれば、預金が当法人に負担付き遺贈されますので、子がサポート会員になり、支援が続き、さらに、子の死亡後(会員ではありませんが)においても葬儀等の支援が続きます。親等の遺言書等がない場合は、親等の死亡で成年後見人の申立てが必要になります。